

岩手県告示第220号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成30年岩手県告示第572号）で公示した公共測量を終了した旨野田村長から次のとおり通知があった。

平成31年3月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 九戸郡野田村全域
- 2 実施した期間 平成30年8月1日から平成31年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成）